平成２６年（フ）第７２号
広島県福山市多治米町６丁目10番１号
債務者　久保田吉典
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第７３号
広島県福山市多治米町６丁目10番１号
債務者　久保田優子
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第１８７号
熊本市東区戸島西１丁目26番４―201号　西戸島団地７棟201
債務者　牧　富美夫
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第６６号
青森市大字大野字山下177番地67
債務者　熊谷　信雄
1　決定年月日時　平成26年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月２日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第８５号
青森市桂木１丁目２番26号　コーポカワムラ２階
債務者　田中千鶴子
1　決定年月日時　平成26年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月２日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５３４号
横浜市神奈川区西大口68番地　大木荘101号
債務者　工藤　小夜
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３５号
東京都立川市富士見町１丁目25番７号都営富士見町１丁目第２アパート102号
債務者　北久保ハルミ
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２１２号
東京都多摩市豊ヶ丘２丁目26番地の12コーポふたば201
債務者　秋谷　　茂
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月20日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１９号
宮城県大崎市田尻大貫字上長根２番地20
債務者　大場　治代
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月３日午前10時10分
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第５３号
岡山市北区撫川725番地４
債務者　堀　　彰
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３６０１号
神奈川県横浜市都筑区早渕１丁目33―18　ルミエール渡辺Ｂ―102
債務者　寺田加名美
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３６０２号
東京都荒川区南千住７丁目12―４　相生館
債務者　高宮　和昭
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３６０３号
埼玉県春日部市一ノ割１丁目21―14
債務者　石田　広延
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３６０４号
埼玉県所沢市東所沢１丁目４―11―301
債務者　田中　裕希
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３６１１号
東京都港区西麻布３丁目19―３―301
債務者　津田　福代
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３６５４号
埼玉県三郷市鷹野４丁目107―８
債務者　北舘　里恵（旧姓古平）
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部